

Annex 1

350 Fifth Avenue, 34th Floor
New York, NY 10118-3299
Tel: 212-290-4700
Fax: 212-736-1300; 917-591-3452

ASIA DIVISION

Elaine Pearson, *Executive Director*
Kanase Doi, *Japan Director*
Meenakshi Ganguly, *South Asia Director*
Sophie Richardson, *China Director*
Phil Robertson, *Deputy Director*
John Sifton, *Advocacy Director*
Patricia Gossman, *Associate Director*
Andreas Hartono, *Senior Researcher*
Sunai Phasuk, *Senior Researcher*
Maya Wang, *Senior Researcher*
Yaqiu Wang, *Senior Researcher*
Lina Yoon, *Senior Researcher*
Manny Maung, *Researcher*
Sophie McNeill, *Researcher*
Shayna Baucher, *Assistant Researcher*
Ryo Yoshioka, *Senior Program Officer*
Tepper Kasai, *Program Officer*
Nicole Tooby, *Program Officer*
Racquel Legerwood, *Senior Coordinator*
Jody Chen, *Associate*
Audrey Gregg, *Associate*
Robbie Newton, *Associate*

ADVISORY COMMITTEE

David Lakhdir, *Chair*
Ovillie Schell, *Vice-Chair*
Maureen Aung-Thwin
Edward J. Baker
Robert L. Bernstein
Jerome Cohen
John Despres
Malika Dutt
Kek Galabru
Merle Goldman
Jonathan Hecht
Sharon Hom
Rounaq Jahan
Ayesha Jalal
Robert James
Joanne Leedom-Ackerman
Perry Link
Kishen Mehta
Andrew J. Nathan
Xiao Qiang
Bruce Rabb
Balakrishnan Rajagopal
Ahmed Rasid
Victoria Riskin
James Scott
Mark Sidel
Eric Stover
Ko-Yung Tung
Francesc Vendrell
Tuong Vu

HUMAN RIGHTS WATCH

Kenneth Roth, *Executive Director*

Triana Hassan, *DD/Chief Programs Officer*
Wisia Heneghan, *DD/Chief Operating Officer*

Laura Boardman, *Chief Development Officer (Acting)*
Lauren Camilli, *General Counsel*
Mei Fong, *Chief Communications Officer*
Cabin Mincey, *Chief People Officer*
James Powell, *Chief Technology Officer*
James Ross, *Legal and Policy Director*
Bunso Stagno Ugarte, *Chief Advocacy Officer*

(英語原文、日本語仮訳)
2023年2月28日

HUMAN
RIGHTS
WATCH

HRW.org

100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省
法務大臣 齋藤 健 殿

Re: 日本の刑事司法制度における人権問題について

前略

国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ（本部ニューヨーク）を代表し、本書簡を差し上げます。私どもは、世界 100 カ国以上で人権侵害を明らかにし、改善に向けたアドボカシーを展開しています。日本では東京オフィスを 2009 年に開設するとともに、子どもや LGBT の人びとの権利など、日本国内の人権問題についての活動をしてまいりました。

私どもは現在、日本の刑事司法制度でのデュープロセスと公正な裁判に関して調査を行っており、その結果を報告書として 2023 年の中頃に日本に発表する予定でおります。作成中の報告書にあらゆる見解が確実に反映されるようにするため、私どもの調査結果に対するご見解を頂戴したく存じます。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2020 年 1 月から 2023 年 2 月にかけて、愛媛、東京、神奈川、千葉、愛知、大阪、京都、栃木の 8 都府県で日本の刑事司法制度に関する調査を実施しました。刑事事件の取り調べを受けるか、すでに起訴された、あるいはその渦中であつた方への聞き取り調査を実施しました。弁護士、学者、ジャーナリスト、検察官に加え、取り調べや起訴の対象となつた方の親族からも話を伺いました。

今回の調査は、日本で刑事事件の被疑者・被告人が直面するあらゆる人権侵害を完全に網羅的に調査したものではありません。しかし、今回の調査において、(元)被疑者・被告人、弁護士、学識経験者らの指摘により、重要な傾向が明らかになった結果、中心的な問題が特定されたと考えております。ヒューマン・ライツ・ウォッチが入手した証言は、マスコミ報道、公文書、日本国内の人権団体によって裏付けられています。

私どもの報告書の公正さと正確さを確保するため、私どもは、これから 3 週間の間に、貴省から提供される書面での回答をすべて報告書に反映することをお約束いたします。特に、次の主要な懸念事項について、貴省が最近どのような対応をとられたのか、情報提供をいただければと存じます。

調査結果のポイント

ヒューマン・ライツ・ウォッチが今回行った日本の刑事司法制度に関する調査では、保釈を認めないことが、刑事事件の被疑者から犯罪の自白を得る手段となっている状況にフォーカスしております。

日本の刑事訴訟法では、起訴前の被疑者には保釈を申請する権利がありません。そして裁判所は、起訴後についても保釈を認めないことは少なくなく、特に自白をしていない場合にはその傾向が強く見られます。多くの元被疑者や弁護士は、ヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、保釈の拒否は被疑者に自白を迫るために使われており、報復の一種としても用いられていると指摘しました。ヒューマン・ライツ・ウォッチでは、起訴前勾留期間の延長のため、被疑者を繰り返し逮捕する事例も記録しています。

刑事訴訟法は、起訴前の被疑者を最大 23 日間勾留することを認めています。今回の調査で明らかになったのは、23 日間という勾留期限は実質的に意味をなさない場合も少なくないことです。なぜなら、警察や検察官は、自白を引き出し、被疑者を何度もさらに長い期間拘禁するために、新たな容疑での逮捕を何度も繰り返そうとするためです。警察と検察官は、1つの事件を分割し、このやり方を実現します。逮捕されるたびに、起訴前勾留期間が 1 日目から再開されます。当局による刑事訴訟法の解釈によれば、勾留期間中の被疑者は尋問できることとなります。

日本も批准する、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」では、刑事上の容疑で逮捕または勾留された者は、「速やかに」裁判官の面前に連れて行かれるものとしています。国際人権（自由権）規約委員会は、48 時間が裁判官に引き合わせるのに通常十分な時間であり、それ以上の遅れは「48 時間を超えての遅滞は、絶対的な例外にとどめられ、諸事情に照らして正当化されなければならない」としています。日本では、裁判官は多くの場合、警察・検察官の逮捕状請求と勾留請求を認めています。

日本国憲法には、「何人も、自己に不利な証言を強要されない」との定めがあります。また、刑事訴訟法では、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」と規定されています。また、自白が不利益な「唯一の証拠」である場合には、何人も有罪にしてはならないとも定められています。しかし、複数の聞き取りインタビューで、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、強要の結果として自白が生じているのは、未決拘禁が長期化し、弁護士が取調べに立会うことができず、裁判になればほぼすべて有罪になるため、非任意の自白が起こりうる環境が作られているためとの指摘を受けました。黙秘権を行使しても取調べは止まらず、捜査官は被疑者に対し、質問に答え、容疑とされた犯罪を自白するよう、迫り続けるのです。調査の結果、被疑者が怒鳴られたり、暴言を吐かれたりすることも珍しくないことが明らかになりました。

特にひどいのは、被疑者の取調べで弁護士の立ち会いが許されていないことです。調査を通して、警察に対し「黙秘したい」「弁護士を呼んでほしい」と言った被疑者を取り調べたり、弁護士の立ち会いがないまま被疑者を取り調べている実態が確認されました。

また、起訴され、ようやく保釈が請求できるようになっても、自白していなかったり、黙秘していたりすると、裁判官から「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」として、保釈請求が認められにくくなる傾向が判明しました。

こうした人権侵害は、ほとんどの被疑者が専用の刑事施設たる拘置所に拘禁されるのではなく、警察署内の留置場（食事時やトイレを含めてほぼ常時監視）に拘禁されることで助長されています。

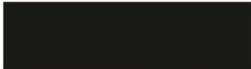
裁判所は、被疑者・被告人の面会・連絡相手を弁護士だけに制限できる「接見等禁止命令」をしばしば出します。その結果、被疑者・被告人は、家族を含め、その他の人との面会・電話さらには手紙を書くことすら制限されます。日本の刑事司法制度では、検察官の権限は広範で、往々にしてチェックを受けない状態です。多くの人がヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、接見禁止が勾留中の大きな不安の原因のひとつだったと述べています。

このような実務運用は、個人に大きな苦痛をもたらすとともに、えん罪を生み出しかねません。被疑者・被告人に対して国際的に保障された、デュープロセス（適正手続き）と公正な裁判を受ける権利、および残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱いを受けない権利を侵害します。こうした権利の多くは、日本国憲法によっても保障されています。たとえば、すべての被拘禁者が直ちに弁護人を依頼する権利、自白を強要されない権利です。この20年の間にも日本で刑事司法制度の改革の試みは行われましたが、こうした根本的な問題を解決していません。

報告書の公正さと正確さを期すため、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、貴殿に対して、今回の調査結果についての見解、およびその他のあらゆる情報提供をいただくよう要請する次第です。返答については、報告書の内容に反映させる都合上、2023年3月21日までに、日本代表の土井香苗（）までお送りください。なお、ご質問や不明な点があれば、あわせてお問い合わせください。

お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具



ヒューマン・ライツ・ウォッチ
アジア局長
エレイン・ピアソン

3

AMSTERDAM · BEIRUT · BERLIN · BRUSSELS · CHICAGO · GENEVA · GOMA · JOHANNESBURG · KIEV · KINSHASA · LONDON · LOS ANGELES · MOSCOW · NAIROBI
NEW YORK · PARIS · SAN FRANCISCO · SÃO PAULO · SEOUL · SILICON VALLEY · STOCKHOLM · SYDNEY · TOKYO · TORONTO · WASHINGTON · ZÜRICH

Annex 2

法務省からの返信メール（2023年3月2日付）

国際 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ 様

平素よりお世話になっております。

先般、御送付いただいた調査結果に関する報告書につきましては、参考として拝受いたしました。

もともと、御依頼いただいた件につきましては、法務省において貴団体の調査に携わっておらず、大変申し訳ございませんが、事実関係を含め、調査結果に関する見解を責任をもって回答することは困難であり、対応いたしかねます。

御理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

法務省刑事局広報担当